

鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、空き家の利活用により移住者の住まいを確保するため、市町村が地元自治会・まちづくり協議会等と協力して行う空き家所有者との提供交渉等の取組を支援することを目的として交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する事業の補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、県補助率、補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第4欄(2)に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)に係る補助対象経費(対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の一部又は全部について間接補助金を交付する市町村。

2 本補助金の額は、に同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額(同表の第6欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、別表の第7欄に掲げる日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明ら

かになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受けた市町村(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項第2号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、市町村が行う対象事業のうち次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業対象地域(地区)の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しく

は廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施主体	5 補助率	6 限度額	7 交付申請時期
<p>市町村又は自治会等が行う空き家利活用による移住者の住まいの確保事業</p> <p>※次に掲げるすべての条件を満たすこと。</p> <p>(1) 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>(2) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p> <p>(3) 補助対象経費について、国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。</p>	<p>・専門事業者等による空き家の提供交渉及び仲介の支援に要する交付金、委託料等の経費</p> <p>・地元自治会、まちづくり協議会等が行う空き家の確保に係る奨励金等交付金、委託料等の経費</p>	<p>市町村</p>	<p>(1) 市町村自治会</p> <p>(2) まちづくり協議会等の空き家確保の取組を行う者</p>	<p>市町村負担額の2分の1</p>	<p>1件当たり50千円</p>	<p>原則として、事業開始の20日前まで。なお、4月1日を補助対象とする場合は4月10日まで。</p>

様式第1号(第5条、第11条関係)

年度鳥取県地域での空き家確保支援事業計画(報告)書

事業の名称	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
事業目的	
事業内容	※事業の内容を記載すること。なお、委託料が伴うものについて、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。
実施体制 ※事業計画書のみ	
県その他の補助金・ 交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません ※活用される場合、第4条第4項の規定により本補助金の交付は受けられません。
仕入控除税額の有無	有 ・ 無 ※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「無」の場合には、その理由を記載してください。 (免税事業者であるため ・ その他 ())
特記事項	

(注) 添付書類は以下のとおり。

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の詳細が把握できる図面、見積書等
イ 事業実施主体の概要が把握できる資料(規約、構成員の所属、氏名、役割等)

(2) 事業報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる図面及び写真、領収書の写し、パンフレット 等
イ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県地域での空き家確保支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：千円）

区 分	予算額 （又は決算額）	備 考
本補助金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出（事業費内訳）

（単位：千円）

事業区分	科 目	予算額 （又は決算額）	積 算
合 計			

（注）収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

様

職 氏 名



年度鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 円とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金交付要綱（平成29年1月12日付第201600125188号鳥取県元気づくり総本部長通知）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金について、鳥取県地域での空き家確保支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。